

公益財団法人阪急文化財団 画像貸出利用規約

公益財団法人阪急文化財団が所蔵する美術工芸品ならびに図書・雑誌および資料等(以下「収蔵資料」といいます)のデジタルデータ等の複製画像(以下「画像」といいます)の貸出利用規約を、下記の通り定めます。

画像使用申請について

- ・ 画像の使用を希望される場合は、当財団が指定する様式により、下記の事項を記載した申請書を提出してください。
 - (1) 申請者(氏名・団体名、連絡先等)※押印の要否・種類等は都度指定します。
 - (2) 収蔵資料の名称
 - (3) 使用目的
 - (4) 使用期間等(掲出期間・発行日・放送日、部数、価格等)
- ・ ただし、次のような場合は、画像の使用をお断りします。
 - (1) 公序良俗に反する目的、その他違法な目的での使用
 - (2) 当財団にとって好ましくない用途での使用
 - (3) 著作権、肖像権その他知的財産権を侵害する可能性がある場合
 - (4) 収蔵資料に関する当財団の業務への支障が生じる場合

画像使用承諾について

- ・ 画像の使用を認める場合は、申請者に対して承諾書を発行します。
- ・ 画像は、非独占的に、申請書および承諾書に記載された内容に限定して使用することができます。
- ・ 著作権、肖像権その他知的財産権の保有者が別に存在する場合は、申請者の責任において許諾を得てください。問題が生じた場合は、申請者の責任において解決してください。
- ・ 放送番組における使用可能期間は、初回放送日または配信開始日の属する年度末(3月31日)までとします。ただし、次年度以降も継続使用が予定されている場合は、複数年度を対象とした申請とすることができます。
- ・ 申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

貸出画像について

- ・ 貸出画像は、原則としてデジタルデータとします。
- ・ 画像の貸出期間は、原則として画像の提供後3か月以内とします。
- ・ 貸出画像は、当財団の承諾なく複製、第三者へ提供・貸与等をすることはできません。
- ・ 貸出画像および当該画像を使用した中間生成物等は、申請者の責任において厳重に管理し、使用後速やかに、申請者の責任において消去・廃棄してください。
- ・ ポジフィルム、光ディスク等の有形の媒体を貸出した場合は、貸出期間内に申請者の送料負担により返却してください。損傷・紛失した場合は、相応の弁償金を請求します。

画像使用方法について

- ・ 収蔵資料の価値やイメージ、同一性を毀損するような使用方法は認めません。
- ・ 画像の部分使用・トリミング等を予定している場合は、事前に当財団の承諾を得てください。必要に応じ、収蔵資料の全体像の別途掲載を求めることがあります。
- ・ 使用画像には、デジタルコピー不可等の適切な処理を施してください。

クレジット・キャプション等について

- ・ 使用目的物には、当財団が指定するクレジットを記載して当財団が所蔵することを明記するとともに、許可なく複製することを禁止する旨を明示してください。物理的に困難な場合など、特別な場合はご相談ください。
 - (1) 美術工芸品のクレジット例
公益財団法人阪急文化財団逸翁美術館(蔵)、阪急文化財団逸翁美術館(蔵)、阪急文化財団(蔵)
 - (2) 図書・雑誌、資料等のクレジット例
公益財団法人阪急文化財団池田文庫(蔵)、阪急文化財団池田文庫(蔵)、阪急文化財団(蔵)
- ・ キャプションや画像の説明については、十分にご確認のうえ記載してください。画像を部分使用・トリミング等する場合の表記内容については当財団の指示に従ってください。問題が生じた場合は、申請者の責任において解決してください。

使用報告について

- ・出版物に使用する場合は、画像使用部分の抜粋ではなく、出版物全体の見本または献本（書籍・掲載誌等）を1部納めてください。
- ・放送番組・映像作品に使用する場合は、画像使用部分の抜粋ではなく、番組・作品全体を録画した光ディスクを1部納めてください。
- ・その他、画像の使用実態がわかるものを提出してください。
- ・画像を使用した商品等を継続的に製造・制作する場合は、定期的に実績の報告を求めることがあります。

貸出料等について

- ・画像の貸出料は、原則として「画像貸出料金表」に定める通りとします。
- ・学術利用は、学術論文等を、大学・研究機関・学会等の学術機関が刊行する学術誌・学会誌等の価格を有さない出版物に掲載する場合、学術機関リポジトリ等により公開する場合などに適用される区分で、1つの成果物に含まれる画像の総数は20点以下に限ります。それ以外は原則として商業利用となります。
- ・使用規模・状況等により別料金となる場合があります。
- ・画像貸出にともないデータコピー料、デュープ料、モノクロプリント料、海外取寄送料、送料等が発生した場合は、申請者に請求します。
- ・貸出料等は、当財団の請求に基づき、指定の支払方法により、期限までにお支払いください。

再利用等について

- ・複数の出版物に同一内容の掲載をおこなう場合は、出版物ごとに貸出料を請求します。ただし、アクセシビリティ対応として発行されるものは除きます。
- ・出版物を改訂する場合は、画像使用部分が同一内容であっても、新たな出版物への掲載として取り扱いますので、別途申請してください。
- ・出版物を電子書籍化する場合は、当該出版物の紙面を一切加工しない場合を除き、新たな出版物への掲載として取り扱いますので、別途申請してください。
- ・放送番組を再放送または無料配信する場合は、貸出料は発生しません。アーカイブ映像として無料で公開する場合も同様とします。
- ・放送番組を有料配信または第三者に番組販売する場合の貸出料は、「画像貸出料金表」に定める通りとします。
- ・放送番組に編集・改変を加える場合、放送番組の画像使用部分を別番組で使用する場合は、新たな番組制作として取り扱いますので、別途申請してください。

関連法規の遵守

- ・申請者は、画像の使用にあたり、著作権法、商標法、製造物責任法その他の関連法規を遵守し、それにともなう一切の義務および責任を負うものとします。

使用許諾の取消

- ・次のような場合は、使用許諾を取り消しますので、申請者の責任において直ちに使用を取りやめてください。
 - (1) 申請書への虚偽の記載、その他不正の手段の存在
 - (2) 承諾書に記載された使用目的等の範囲を超えた使用
 - (3) 公序良俗に反する目的、その他違法な目的での使用、当財団にとって好ましくない用途での使用
 - (4) 著作権、肖像権その他知的財産権に関する問題の発生
 - (5) その他、本規約に違反し、または違反するおそれがある場合
- ・使用の有無にかかわらず、貸出料等は申請者に全額請求し、既納の場合は返還しません。
- ・当財団に別途費用が発生した場合は、申請者に請求します。
- ・当財団に損害が発生した場合は、申請者に賠償を請求します。

以上